

第 1 1 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成 3 0 年 5 月 7 日（月）午後 1 時 3 0 分より、第 1 1 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

（出席委員）

1 番 久世谷 幸治 3 番 徳田 明子 6 番 井内 英樹 7 番 多羅尾 英樹
1 0 番 吉田 利一 1 1 番 高田 悦和 1 2 番 小島 佳剛 1 3 番 水主 哲寛
1 4 番 山本 晃一郎

（欠席委員）

2 番 多田 岳史 4 番 中林 和夫 5 番 古川 嘉嗣 8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎

（農地利用最適化推進委員）

北浦 莊平 江口 淳司 水谷 修

（事務局）

西岡 局長 西村 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日は多田委員、中林委員、古川委員、中西委員、辻委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は委員定数 14 名の内、出席委員 9 名、欠席委員 5 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、村田推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 11 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、高田委員、小島委員のお二人にお願いいたします。
現地調査委員につきましては、久世谷委員、徳田委員です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」1 件のご説明を申し上げます。

【第 1 号議案、1 番を別添議案書をもとに朗読】

番号 1 の貸人は、高齢で耕作が困難なため当該農地の耕作を第三者に委ねたいとのことです。借人は、後ほど第 2 号報告にてご説明申し上げますが、農地法第 3 条許可を受け、氏より西笠取 の田を借り受け、サツマイモ畑として耕作されていましたが、3 月 26 日に合意解約されました。そこで新たな適地の借受を検討されていたところ、氏からの話があり、当該地を借り受けたいとのことでもあります。

本件につきましては、借受法人が経営する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る 4 月 2 5 日、事務局の案内で久世谷委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の西笠取 の利用状況ですが、耕起済みで適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 1 号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して 5 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 2 号議案、 1 番から 5 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>本議案につきましては、いずれも機構集積でない利用権設定に関するものでございます。</p> <p>番号 1 につきましては、使用貸借による利用権設定で期間は 2 年間でございます。備考欄の表記は新規となっておりますが、実は平成 2 9 年 1 月 6 日まで利用権設定が両者間で行われておりました。誠に申し訳なかったのですが、事務局による連絡ミスもございまして、更新手続きができていなかったものであり、今回再度の申出により新規に利用権設定を行うものでございます。</p> <p>番号 2 につきましては、賃貸借による利用権設定であり、前回と同条件で引き続き 2 年間の更新設定を行うものでございます。</p> <p>番号 3 につきましては、賃貸借による利用権設定であり、前回と同条件で引き</p>

	<p>続き 10 年間の更新設定を行うものでございます。</p> <p>番号 4 につきましては、使用貸借による利用権設定であり、前回と同様で引き続き 2 年間の更新設定を行うものでございます。なお、貸人は登記名義人である 氏の死亡により相続人代表者である妻の 氏となります。</p> <p>番号 5 につきましては、使用貸借による利用権設定であり、前回と同様で引き続き 2 年間の更新設定を行うものでございます。なお、貸人は登記名義人である 氏の死亡により相続人代表者である妻の 氏となります。</p> <p>以上 5 件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>久世谷委員</p>	<p>続きまして、久世谷委員より番号 1 から 3 につきまして現地調査の報告をお願いします。</p> <p>報告します。去る 4 月 25 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の槇島町 及び槇島町 の利用状況ですが、どちらも田で、トラクターでしっかりと耕されており、畦もきれいな状態でした。適正に管理されていました。</p> <p>番号 2 の槇島町 の利用状況につきましては、畑として大豆やトウモロコシが既に作付されており、適正に管理されていました。</p> <p>番号 3 の東笠取 の利用状況につきましては、田として利用するための畦塗りも終わっており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>徳田委員</p>	<p>続きまして、徳田委員より番号 4 及び 5 につきまして現地調査の報告をお願いします。</p> <p>報告します。去る 4 月 25 日、事務局の案内で久世谷委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 4 の安田町 、 及び の利用状況につきましては、耕起済みであり、適正に管理されていました。</p> <p>番号 5 の安田町 の利用状況につきましても、耕起済みであり、適正に管理されていました。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、第1号から第2号報告まで一括してご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」3件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番から3番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、顛末書によりますと、先代が農地転用の届出を失念され、昭和35年5月頃に自宅を建築し、今日まで使用されてきたとのことでございます。</p> <p>番号2につきましては、顛末書によりますと、農地転用の届出を失念され、平成7年6月頃に6台分の露天駐車場として整備し、今日まで使用されてきたとのことでございます。</p> <p>番号3につきましては、大型車10台分と普通車12台分が駐車できる月極めの露天駐車場として整備されるものであります。</p> <p>以上3件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>引き続きまして、「第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」1件のご説明を申し上げます。</p>

	<p>【第2号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>本報告第2号は、すでに第1号議案において説明させて頂きました通り、貸人氏と借人有限会社との間で、農地法第3条許可に基づく賃貸借契約を、平成30年3月26日に合意により解約されることになりました。</p> <p>本件につきましては、平成30年3月27日付けで当該賃貸借の解除の届出を受理し、農地法第18条第6項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。第1号報告の番号2ですが、周辺に農地はありますか。
局長	周辺農地はございません。
議長	なぜ今頃になって届出がなされたんですか。
局長	先述のとおり、平成7年6月頃に露天駐車場として整備されましたが、農地転用の届出を失念されていたとのことです。
水谷推進委員	当時届出をきちんとしていて、登記するのを忘れていただけじゃないんですか。周辺と併せて一団で開発していたはずです。ここだけ残っていたなんてことがあるんでしょうか。
局長	転用の履歴等はございません。今回初めて届出がなされました。
水谷推進委員	開発で出ていたはずです。
議長	なぜ今頃出てきたのかが気になります。駐車場のまま放っておいても言わなければ分かりません。次に何かしようと思ったから届出したんじゃないですか。
局長	今後のことを考えて調べたら農地だったとのことです。
水谷推進委員	第1号報告の番号1ですが、建物は未登記なんじゃないですか。未登記でないと成り立つ話ではありませんよね。

局 長	<p>マニュアル上、建物の登記事項証明書を付ける必要はありませんので、当該地の建物が登記済みか未登記はどうかは把握しておりません。</p> <p>以前、水谷推進委員より、農地でありながら建物の登記が出された際は、地目の整合性の点から法務局より指導をしてもらえないのかとご質問をお受けし、法務局に問い合わせましたが、マニュアル上そのような指導を行う取扱いになっておらず、建物登記の際に農地転用の届出をするよう指導することはないとのことでした。不動産登記法と農地法は別の世界であり、たとえ土地の地目が農地であっても建物の登記が申請されれば登記を受けるそうです。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。</p>

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____